

## つくばみらい 相談事例

### 送りつけ商法

送りつけ商法が多いと聞きましたが、具体的な手口について教えてください。

注文した覚えがないのに「以前、注文のあった健康食品を代金引換で送る」と電話があり、断っても商品が送られてきたという相談が多く寄せられています。

一方的に商品を送りつけられた場合は、安易に受け取らないようにしましょう。代金支払いの義務も、商品を受け取る必要もありません。業者名や連絡先をメモしておくことも大切です。

新たな手口で、「魚介類を代金引換で送る」とハガキが届いたが、注文した覚えがないという相談もあります。

また、「注文のあった健康食品を送る」と電話があったので「頼んでいない」と断ると、後日「損害賠償請求書」が郵送されてきたというケースもあります。書面に「法的手段を取る」などと不安をあおるような脅し文句が書いてあっても、注文した覚えのない請求なら、支払わずに無視して相手には連絡しないでください。

困ったときは、市消費生活センターへご相談ください。